

# 財務諸表

## 貸借対照表

### 資産の部

(単位：百万円)

科 目	平成14年3月31日現在	平成15年3月31日現在
現金預け金	822,915	670,518
現金	118,663	153,041
預け金	704,252	517,476
コールローン	80,063	30,000
買入金銭債権	44,261	95,869
特定取引資産	515,827	679,926
商品有価証券	24,363	13,586
商品有価証券派生商品	-	1
特定取引有価証券派生商品	164	1
特定金融派生商品	198,843	334,058
その他の特定取引資産	292,455	332,279
金銭の信託	59,665	-
有価証券	5,069,781	3,468,066
国債	962,579	772,801
地方債	94,652	32,739
社債	350,308	297,814
株式	1,018,687	604,447
その他の証券	2,643,553	1,760,263
貸出金	8,918,757	9,168,024
割引手形	32,151	18,044
手形貸付	1,328,289	1,219,547
証書貸付	6,358,514	6,719,263
当座貸越	1,199,801	1,211,168
外国為替	7,656	13,534
外国他店預け	2,547	3,582
買入外国為替	5,109	9,951
その他資産	619,527	1,075,893
未決済為替貸	231	259
前払費用	480	265
未収収益	88,121	73,976
先物取引差入証拠金	11,913	16,884
先物取引差金勘定	5,127	50,023
金融派生商品	296,794	472,464
繰延ヘッジ損失	55,419	36,008
有価証券等取引未収金	-	197,403
その他の資産	161,439	228,607
動産不動産	109,882	105,000
土地建物動産	86,872	83,193
建設仮払金	42	588
保証金権利金	22,967	21,218
繰延税金資産	246,914	266,881
支払承諾見返	501,254	432,641
貸倒引当金	217,066	136,094
投資損失引当金	1,129	719
資産の部合計	16,778,313	15,869,541

## 負債および資本の部

(単位：百万円)

科 目	平成14年3月31日現在	平成15年3月31日現在
<b>預金</b>	8,141,452	8,689,399
当座預金	203,736	306,727
普通預金	1,349,498	1,321,326
通知預金	187,864	106,047
定期預金	5,938,029	6,555,235
その他の預金	462,322	400,062
<b>譲渡性預金</b>	1,607,512	1,558,646
<b>コールマネー</b>	285,012	60,000
<b>売現先勘定</b>	928,407	928,932
<b>債券貸借取引受入担保金</b>	-	386,870
<b>売渡手形</b>	342,500	208,700
<b>特定取引負債</b>	203,045	330,403
商品有価証券派生商品	2	9
特定取引有価証券派生商品	482	278
特定金融派生商品	202,560	330,115
<b>借入金</b>	445,609	424,279
借入金	445,609	424,279
<b>外国為替</b>	5,006	45,333
外国他店預り	196	35,614
外国他店借	4,808	9,715
売渡外国為替	1	-
未払外国為替	-	3
<b>社債</b>	202,000	106,600
<b>転換社債</b>	6,000	-
<b>新株予約権付社債</b>	-	75
<b>信託勘定借</b>	2,074,447	1,477,346
<b>その他負債</b>	1,376,866	576,154
未決済為替借	313	188
未払法人税等	4,307	2,870
未払費用	54,276	51,232
前受収益	5,273	4,376
従業員預り金	4,373	4,210
先物取引差金勘定	6,575	6,383
借入商品債券	1,004	-
金融派生商品	339,257	488,070
債券貸付取引担保金	876,757	-
特定取引未払金	20,458	-
有価証券等取引未払金	30,682	-
その他の負債	33,585	18,822
<b>賞与引当金</b>	3,948	3,141
<b>退職給付引当金</b>	817	315
<b>債権売却損失引当金</b>	250	-
<b>再評価に係る繰延税金負債</b>	2,184	2,199
<b>支払承諾</b>	501,254	432,641
<b>負債の部合計</b>	16,126,315	15,231,038

(次頁へ続く)

# 財務諸表

(前頁より続く)

(単位：百万円)

科 目	平成14年3月31日現在	平成15年3月31日現在
資本金	284,053	-
資本準備金	237,472	-
利益準備金	42,903	-
再評価差額金	3,441	-
その他の剰余金	145,509	-
任意積立金	159,874	-
海外投資等損失準備金	4	-
別途準備金	159,870	-
当期末処理損失	14,364	-
その他有価証券評価差額金	57,149	-
自己株式	4,233	-
資本の部合計	651,997	-
資本金	-	287,015
資本剰余金	-	240,435
資本準備金	-	240,435
利益剰余金	-	123,970
利益準備金	-	44,503
任意積立金	-	129,873
海外投資等損失準備金	-	3
別途準備金	-	129,870
当期末処理損失	-	50,406
土地再評価差額金	-	3,236
その他有価証券評価差額金	-	11,790
自己株式	-	4,363
資本の部合計	-	638,503
負債及び資本の部合計	16,778,313	15,869,541

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成13年度	平成14年度
	(平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)
<b>経常収益</b>	577,972	546,764
信託報酬	80,421	71,382
<b>資金運用収益</b>	329,532	273,533
貸出金利息	138,669	131,639
有価証券利息配当金	176,823	126,856
コールローン利息	522	198
買現先利息	202	-
債券貸借取引受入利息	-	2
買入手形利息	4	3
預け金利息	8,708	5,407
金利スワップ受入利息	518	385
その他の受入利息	4,082	9,038
<b>役務取引等収益</b>	45,346	45,748
受入為替手数料	791	816
その他の役務収益	44,554	44,932
<b>特定取引収益</b>	5,354	8,094
商品有価証券収益	389	722
特定金融派生商品収益	4,637	7,106
その他の特定取引収益	327	265
<b>その他業務収益</b>	73,771	123,259
外国為替売買益	3,167	4,813
国債等債券売却益	65,814	117,829
金融派生商品収益	4,325	-
その他の業務収益	462	616
<b>その他経常収益</b>	43,546	24,746
株式等売却益	23,735	14,238
金銭の信託運用益	30	110
その他の経常収益	19,779	10,397
<b>経常費用</b>	645,624	615,155
<b>資金調達費用</b>	221,874	120,718
預金利息	73,076	40,721
譲渡性預金利息	2,173	1,487
コールマネー利息	1,012	630
売現先利息	43,465	18,069
債券貸借取引支払利息	-	19,402
売渡手形利息	55	13
借用金利息	9,407	8,529
社債利息	2,907	2,893
転換社債利息	37	-
新株予約権付社債利息	-	6
金利スワップ支払利息	36,738	17,250
その他の支払利息	52,998	11,714
<b>役務取引等費用</b>	23,121	27,309
支払為替手数料	305	308
その他の役務費用	22,815	27,000
<b>特定取引費用</b>	655	478
特定取引有価証券費用	655	478
<b>その他業務費用</b>	41,374	118,901
国債等債券売却損	35,307	116,582
国債等債券償還損	1,037	2,073
国債等債券償却	3,643	2
金融派生商品費用	1,385	232
その他の業務費用	-	11
<b>営業経費</b>	123,249	119,010
<b>その他経常費用</b>	235,349	228,736
貸倒引当金繰入額	52,552	8,488
貸出金償却	31,579	40,392
株式等売却損	24,882	41,024
株式等償却	108,976	100,996
金銭の信託運用損	153	1,512
その他の経常費用	17,206	36,322
<b>経常損失</b>	67,651	68,390

(次頁へ続く)

# 財務諸表

(前頁より続く)

(単位：百万円)

科 目	平成13年度	平成14年度
	(平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)
特別利益	8,405	26,614
動産不動産処分益	4,731	208
償却債権取立益	3,673	2,505
その他の特別利益	-	23,900
特別損失	5,787	62,990
動産不動産処分損	2,127	1,860
その他の特別損失	3,659	61,129
税引前当期純損失	65,034	104,766
法人税、住民税及び事業税	106	103
法人税等調整額	22,933	48,305
当期純損失	42,207	56,565
前期繰越利益	7,619	6,042
再評価差額金取崩額	20,224	-
土地再評価差額金取崩額	-	116
当期末処理損失	14,364	50,406

## 利益処分計算書

(単位：円)

科 目	平成13年度	平成14年度
当期末処理損失	14,364,625,143	50,406,414,692
任意積立金取崩額	30,000,500,004	61,000,737,876
海外投資等損失準備金取崩額	500,004	737,876
別途準備金取崩額	30,000,000,000	61,000,000,000
計	15,635,874,861	10,594,323,184
利益処分量	9,593,087,036	6,234,707,303
利益準備金	1,600,000,000	1,100,000,000
第一回優先株式配当金	(1株につき 6円8銭)760,000,000	(1株につき 6円8銭)760,000,000
普通株式配当金	(1株につき 5円)7,233,085,055	(1株につき 3円)4,374,631,092
任意積立金	1,981	76,211
海外投資等損失準備金	1,981	76,211
次期繰越利益	6,042,787,825	4,359,615,881

## 重要な会計方針(平成14年度)

- 1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準  
金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。  
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、平成14年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については平成13年度末と平成14年度末における評価損益の増減額を、派生商品については平成13年度末と平成14年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1ヵ月間の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)株式以外の時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。
- 4 減価償却の方法
  - (1) 動産不動産  
動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物 建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 3年～60年  
動 産 2年～20年
  - (2) ソフトウェア  
自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 5 繰延資産の処理方法  
社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
- 6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。(会計方針の変更)  
外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の

取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、平成14年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。

なお、平成14年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。

また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。

資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

## 7 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出

## 財務諸表

条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は151,688百万円です。

### (2)投資損失引当金

投資等に対し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

### (3)賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、平成14年度に帰属する額を計上しております。

### (4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、平成14年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりです。

#### 過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

#### 数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌年から費用処理

会計基準変更時差異(17,094百万円)については、5年による按分額を費用処理しております。

### 8.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 9.ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)」に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)」に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

### 10.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

### 11.その他財務諸表作成のための重要な事項

#### (1)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準(企業会計基準第1号)」が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、平成14年度から同会計基準を適用しております。これによる平成14年度の資産及び資本に与える影響はありません。

なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、平成14年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

#### (2)1株当たり当期純利益に関する会計基準

「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)」が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、平成14年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

#### (表示方法の変更)

##### ●貸借対照表関係

1.地方三公社(土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社)が発行する債券については、従来「有価証券」中「地方債」で表示しておりましたが、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第65号)」が本年1月6日に施行され、同日以降、証券取引法上の有価証券とされたことに伴い、平成14年度からは「有価証券」中「社債」に含めて表示しております。この変更により「地方債」は19,321百万円減少し、「社債」は同額増加しております。

2.平成13年度において「その他の資産」に含めて表示していた「有価証券等取引未収金」は、平成14年度末において資産の合計の100分の1を超えているため区分掲記しております。

なお、平成13年度の「その他の資産」に含まれている「有価証券等取引未収金」は20,291百万円です。

3.「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第47号)」により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1)平成13年度において「その他負債」の内訳として表示していた「債券貸付取引担保金」は、平成14年度から「債券貸借取引受入担保金」として区分掲記しております。

(2)平成13年度において区分掲記していた「転換社債」は、平成14年度から「新株予約権付社債」として表示しております。

4.平成13年度において区分掲記していた「特定取引未払金」及び「有価証券等取引未払金」は、平成14年度末において金額が僅少

となったため「その他の負債」に含めて表示しております。

なお、平成14年度の「その他の負債」に含まれている「特定取引未払金」及び「有価証券等取引未払金」はそれぞれ10,112百万円、794百万円です。

#### ●損益計算書関係

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

- (1)平成13年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、又は「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、平成14年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、又は同「債券貸借取引受入利息」として表示しております。
- (2)平成13年度において区分掲記していた「転換社債利息」は、平成14年度から「新株予約権付社債利息」として表示しております。

#### (追加情報)

東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例（平成12年東京都条例第145号）以下都条例」が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金2,264百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,693百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、平成14年度における会計処理についても、平成13年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとして認めたとはいえません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、平成14年度は2,458百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ「経常損失」は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は12,328百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ103百万円、378百万円減少し、「土地再評価差額金」は103百万円増加しております。

また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年大阪府条例第131号）以下府条例」が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成14年大阪府条例第7

7号）以下平成14年改正府条例」が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成15年大阪府条例第14号）（以下平成15年改正府条例）」が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることになりました。これにより、平成14年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとして認めたとはいえません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は8,262百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ69百万円、253百万円減少し、「土地再評価差額金」は69百万円増加しております。

「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）」が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

#### 注記事項(平成14年度)

##### (貸借対照表関係)

- 1.子会社の株式総額 28,305百万円  
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。
- 2.貸出金のうち、破綻先債権額は14,670百万円、延滞債権額は164,490百万円です。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 3.貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,199百万円です。  
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は155,410百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図る



## 財務諸表

ことを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は335,771百万円であります。ただし、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円であります。なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,996百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

特定取引資産	276,301百万円
有価証券	1,420,050百万円
貸出金	277,941百万円

担保資産に対応する債務

預金	22,079百万円
コールマネー	60,000百万円
売現先勘定	928,932百万円
債券貸借取引受入担保金	386,870百万円
売渡手形	208,700百万円

上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券393,984百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうちデリバティブ取引の差入担保金は22,087百万円であります。

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9,715百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,193,667百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,985,409百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は414,412百万円、繰延ヘッジ利益の総額は378,404百万円で

あります。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の平成14年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

11. 不動産の減価償却累計額	96,064百万円
12. 不動産の圧縮記帳額 (当期圧縮記帳額)	28,508百万円 - 百万円)

13. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額5,814百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行っております。

14. 借入金には、他の債務より優先債の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金398,000百万円が含まれております。

15. 社債は全額、劣後特約付社債であります。

16. 新株予約権付社債は全額、劣後特約付新株予約権付社債であります。

17. 会社が発行する株式の総数

普通株式	3,000,000千株
優先株式	250,000千株
発行済株式総数	3,250,000千株
普通株式	1,464,097千株
優先株式	125,000千株

18. 会社が保有する自己株式の数

普通株式	5,887千株
------	---------

19. 商法第280条ノ19第1項に規定する新株予約権(商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)附則第6条に基づき、この法律の施行後もなお従前の例によることとされている、取締役及び使用人に付与している新株引受権を含む)の内容は次のとおりであります。

平成11年6月29日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類	普通株式
対象となる株式の総数	165千株
新株の発行価額(行使価額)	1株につき727円

平成12年6月29日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類	普通株式
対象となる株式の総数	2,831千株
新株の発行価額(行使価額)	1株につき758円

平成13年6月28日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類	普通株式
対象となる株式の総数	2,587千株
新株の発行価額(行使価額)	1株につき795円

平成14年6月27日定時株主総会において決議された新株予約権

対象となる株式の種類 普通株式  
 対象となる株式の総数 2,514千株  
 新株の発行価額(行使価額) 1株につき656円  
 新株予約権付社債の新株予約権  
 対象となる株式の種類 普通株式  
 対象となる株式の総数 150千株  
 新株の発行価額(行使価額) 1株につき500円

20. 定款により第一回優先株式には、優先株式1株につき年60円を上限とする配当制限が設けられています。
21. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託968,763百万円、貸付信託2,110,727百万円です。

#### (損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、株式関連派生商品取引に係る収益8,097百万円を含んでおります。
2. その他の特別利益は、証券代行業の一部営業譲渡益であります。
3. その他の特別損失は、退職給付信託設定損57,469百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額3,659百万円です。

#### (リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

##### ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額		
動産	その他	合計
1,894百万円	-百万円	1,894百万円
減価償却累計額相当額		
動産	その他	合計
1,474百万円	-百万円	1,474百万円
期末残高相当額		
動産	その他	合計
420百万円	-百万円	420百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

##### ②未経過リース料期末残高相当額

1年内	1年超	合計
241百万円	178百万円	420百万円

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

##### ③当期の支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料(減価償却費相当額) 511百万円

##### ④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### 2. オペレーティング・リース取引

#### (借手側)

##### ・未経過リース料

1年内	1年超	合計
2,417百万円	19,340百万円	21,758百万円

#### (税効果会計関係)

##### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	127,740百万円
有価証券償却所得税分	54,553百万円
貸倒引当金	
損算入限度超過額	50,299百万円
(貸出金償却含む)	
その他	42,205百万円
繰延税金資産小計	274,799百万円
評価性引当額	2,256百万円
繰延税金資産合計	272,542百万円
繰延税金負債	
その他	5,661百万円
繰延税金資産の純額	266,881百万円

##### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。

##### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より当社の法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。

この変更に伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は平成14年度の38.76%から40.46%となり、「繰延税金資産」は8,678百万円増加し、平成14年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は92百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。また、「その他有価証券評価差額金」は336百万円増加しております。

(注)当社の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けています。前掲の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書は、上記の財務諸表に基づいて作成しています。なお、銀行法第21条第1項後段の規定により公衆の縦覧に供する書類は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)により、朝日監査法人の監査を受けています。

## 連結財務諸表

### 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	平成14年3月31日現在	平成15年3月31日現在
<b>(資産の部)</b>		
現金預け金	835,193	673,327
コールローン及び買入手形	98,378	47,596
買入金銭債権	51,009	98,668
特定取引資産	515,827	679,926
金銭の信託	59,665	-
有価証券	5,069,838	3,458,250
貸出金	8,922,465	9,143,155
外国為替	7,656	13,534
その他資産	629,475	1,089,701
動産不動産	121,158	116,026
繰延税金資産	250,365	279,420
支払承諾見返	364,550	319,217
貸倒引当金	221,562	139,060
<b>資産の部合計</b>	<b>16,704,021</b>	<b>15,779,764</b>
<b>(負債の部)</b>		
預金	8,171,802	8,698,805
譲渡性預金	1,602,252	1,558,646
コールマネー及び売渡手形	627,512	268,700
売現先勘定	928,407	928,932
債券貸借取引受入担保金	-	386,870
特定取引負債	203,045	330,403
借入金	131,149	141,657
外国為替	4,809	9,718
社債	433,498	306,100
転換社債	6,000	-
新株予約権付社債	-	75
信託勘定借	2,074,447	1,477,346
債券貸付取引担保金	876,757	-
その他負債	518,386	624,572
賞与引当金	4,752	3,975
退職給付引当金	2,515	2,279
債権売却損失引当金	250	-
繰延税金負債	45	178
再評価に係る繰延税金負債	3,687	3,702
連結調整勘定	2,212	1,659
支払承諾	364,550	319,217
<b>負債の部合計</b>	<b>15,956,082</b>	<b>15,062,840</b>

(次頁へ続く)

(前頁より続く)

(単位：百万円)

科目	平成14年3月31日現在	平成15年3月31日現在
<b>(少数株主持分)</b>		
少数株主持分	88,290	89,093
<b>(資本の部)</b>		
資本金	284,053	-
資本準備金	237,472	-
再評価差額金	5,809	-
連結剰余金	195,034	-
その他有価証券評価差額金	57,022	-
為替換算調整勘定	1,465	-
計	663,880	-
自己株式	4,233	-
資本の部合計	659,647	-
<b>(資本の部)</b>		
資本金	-	287,015
資本剰余金	-	240,435
利益剰余金	-	114,190
土地再評価差額金	-	5,604
その他有価証券評価差額金	-	11,309
為替換算調整勘定	-	3,741
自己株式	-	4,363
資本の部合計	-	627,830
負債、少数株主持分及び資本の部合計	16,704,021	15,779,764

# 連結財務諸表

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成13年度	平成14年度
	(平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)
経常収益	715,867	562,687
信託報酬	80,421	71,382
資金運用収益	329,927	270,666
貸出金利息	139,336	132,000
有価証券利息配当金	175,122	122,966
コールローン利息及び買入手形利息	1,960	691
買現先利息	202	-
債券貸借取引受入利息	-	2
預け金利息	8,703	5,578
その他の受入利息	4,601	9,426
役務取引等収益	61,041	59,445
特定取引収益	5,354	8,094
その他業務収益	192,192	123,267
その他経常収益	46,930	29,832
経常費用	772,631	628,847
資金調達費用	225,083	119,054
預金利息	74,389	41,306
譲渡性預金利息	2,236	1,487
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,085	643
売現先利息	43,465	18,069
債券貸借取引支払利息	-	19,402
借入金利息	5,358	2,387
社債利息	8,098	6,769
転換社債利息	34	-
新株予約権付社債利息	-	22
その他の支払利息	90,414	28,964
役務取引等費用	24,668	23,353
特定取引費用	655	478
その他業務費用	151,112	118,963
営業経費	134,857	135,147
その他経常費用	236,253	231,850
貸倒引当金繰入額	56,879	9,635
その他の経常費用	179,374	222,214
経常損失	56,764	66,159
特別利益	8,434	2,728
動産不動産処分益	4,750	218
償却債権取立益	3,684	2,509
特別損失	8,140	63,061
動産不動産処分損	2,500	1,932
その他の特別損失	5,640	61,129
税金等調整前当期純損失	56,470	126,493
法人税、住民税及び事業税	4,543	1,028
法人税等調整額	22,516	57,483
少数株主利益	3,983	2,927
当期純損失	42,480	72,967

## 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	平成13年度 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)	平成14年度 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)
連結剰余金期首残高	225,110	-
連結剰余金増加高	17,856	-
再評価差額金取崩額	17,856	-
連結剰余金減少高	5,451	-
配当金	5,451	-
当期純損失	42,480	-
連結剰余金期末残高	195,034	-
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	-	237,472
資本剰余金増加高	-	2,962
新株予約権の行使による新株の発行	-	2,962
資本剰余金期末残高	-	240,435
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	-	195,034
利益剰余金増加高	-	116
土地再評価差額金取崩額	-	116
利益剰余金減少高	-	80,960
当期純損失	-	72,967
配当金	-	7,993
利益剰余金期末残高	-	114,190

(注) 1 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成15年4月22日付内閣府令第47号)」により改正されたことに伴い、平成14年度から「(資本剰余金の部)」及び「(利益剰余金の部)」に区分して記載しております。

# 連結財務諸表

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成13年度 <small>(平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)</small>	平成14年度 <small>(平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)</small>
<b>I 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失	56,470	126,493
減価償却費	7,100	6,785
連結調整勘定償却額	553	552
持分法による投資損益	8	786
貸倒引当金の増加額	40,704	82,501
投資損失引当金の増加額	7	-
債権売却損失引当金の増加額	3,128	250
賞与引当金の増加額	4,752	776
退職給付引当金の増加額	1,048	235
資金運用収益	329,927	270,666
資金調達費用	225,083	119,054
有価証券関係損益( )	70,147	81,319
金銭の信託の運用損益( )	122	1,402
為替差損益( )	225,442	51,557
動産不動産処分損益( )	2,249	1,712
特定取引資産の純増( )減	124,741	164,099
特定取引負債の純増減( )	3,976	127,358
貸出金の純増( )減	768,949	219,972
預金の純増減( )	452,011	527,003
譲渡性預金の純増減( )	629,237	43,605
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	59,738	7,991
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	274,416	20,923
コールローン等の純増( )減	41,607	3,122
債券借入取引担保金の純増( )減	1,306	-
債券貸借取引支払保証金の純増( )減	-	1,004
コールマネー等の純増減( )	1,137,921	358,286
債券貸付取引担保金の純増減( )	1,421,772	-
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	-	489,887
外国為替(資産)の純増( )減	9,683	35,549
外国為替(負債)の純増減( )	3,021	4,908
信託勘定借の純増減( )	909,405	597,100
資金運用による収入	339,903	278,581
資金調達による支出	241,643	121,339
その他の	301,455	62,958
小計	923,729	1,400,166
法人税等の支払額	4,929	1,171
営業活動によるキャッシュ・フロー	928,658	1,401,338
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	8,104,083	8,816,946
有価証券の売却による収入	8,516,275	8,674,149
有価証券の償還による収入	877,043	1,428,656
金銭の信託の増加による支出	-	36,000
金銭の信託の減少による収入	15,811	94,241
動産不動産の取得による支出	10,401	5,593
動産不動産の売却による収入	39,339	2,096
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による支出	2,051	-
連結子会社株式の取得による支出	-	387
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,331,933	1,340,216
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入による収入	35,000	78,500
劣後特約付借入金返済による支出	-	60,000
劣後特約付社債・転換社債の発行による収入	49,604	-
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入	-	21,348
劣後特約付社債・転換社債の償還による支出	60,767	-
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出	-	148,726
少数株主からの払込による収入	-	800
配当金支払額	5,446	7,983
少数株主への配当金支払額	2,869	2,645
自己株式の取得による支出	2,053	130
その他の	9	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,457	118,838
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	7,553	2,828
V 現金及び現金同等物の増加額	424,286	182,788
VI 現金及び現金同等物の期首残高	240,229	664,515
VII 現金及び現金同等物の期末残高	664,515	481,726

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(平成14年度)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 20社

そのうち主要な連結子会社は、住信住宅販売株式会社、住信アセットマネジメント株式会社、Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.), The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd.であります。なお、住信住宅販売株式会社は、平成15年4月1日付ですみしん不動産株式会社に商号変更しております。また、日本Tアンリユーション株式会社は、議決権の80%取得により平成14年度から連結しております。FCSC Corporationは清算により除外しております。

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 5社

主要な会社名  
住信リース株式会社  
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
ビジネスネット株式会社  
なお、人事サービス・コンサルティング株式会社は、設立により平成14年度から持分法の対象としております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名  
宝栄興産株式会社  
OIF(PANAMA)S.A.  
持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

8月末日 1社  
12月末日 7社  
1月末日 1社  
3月末日 11社

(2) 8月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、平成14年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については平成13年度末と平成14年度末における評価損益の増減額を、派生商品については平成13年度末と平成14年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については、連結決算日前1ヵ月間の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 動産不動産  
当社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 3年~60年

動 産 2年~20年

連結子会社の動産不動産については、主として定率法により償却しております。

② ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」といふ)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」といふ)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」といふ)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引した金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。連結子会社の貸倒引当金は、一般債権について過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は157,499百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、平成14年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、平成14年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

会計基準変更時差異 17,503百万円については、主として5年による按分額を費用処理しております。

(8) 外貨建資産・負債の換算基準

当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(会計方針の変更)

外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、平成14年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。なお、平成14年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」及び「通貨スワップ取引」については、従前の方法により会計処理しております。

また、先物が替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたって発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受け



## 連結財務諸表

るべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日毎にその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間毎に直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

### (9) リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に転移すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に準じた会計処理しております。

### (10) 重要なヘッジ会計の方法

当社のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総てで管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。

また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）を為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

### (11) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるものであります。ただし、不動産に係る控除対象外消費税等は主として平成14年度の費用に計上しております。

### (12) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

#### ① 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準

「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準（企業会計基準第1号）が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、平成14年度から同会計基準を適用しております。これによる平成14年度の資産及び資本に与える影響はありません。

なお、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、平成14年度における連結貸借対照表の資本の部及び連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。

#### ② 1株当たり当期純利益に関する会計基準

「1株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第4号）が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、平成14年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

### 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

### 6 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性に乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

### 7 利益処分項目の取扱い等に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

### 8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、当社については連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。連結子会社については連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

### (表示方法の変更)

- 連結貸借対照表関係

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1) 平成13年度において区分掲記していた「債券貸付取引担保金」は、平成14年度から「債券貸借取引受入担保金」として表示しております。

(2) 平成13年度において区分掲記していた「転換社債」は、平成14年度から「新株予約権付社債」として表示しております。

#### ● 連結損益計算書関係

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1) 平成13年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」又は「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて表示していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、平成14年度から、それぞれ「債券貸借取引支払利息」又は「債券貸借取引受入利息」として表示しております。

(2) 平成13年度において区分掲記していた「転換社債利息」は、平成14年度から「新株予約権付社債利息」として表示しております。

#### ● 連結キャッシュ・フロー計算書関係

「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第47号）により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1) 平成13年度における「債券借入取引担保金の純増（減）」、「債券貸付取引担保金の純増減（減）」は、平成14年度から、それぞれ「債券貸借取引支払保証金の純増（減）」、「債券貸借取引受入担保金の純増減（減）」として記載しております。

(2) 平成13年度における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、平成14年度から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。

(3) 平成13年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示していた単元未満自己株式の取得による支出は、平成14年度から「自己株式の取得による支出」に含めて表示しております。なお、平成13年度における単元未満自己株式の取得による支出は、9百万円であります。

#### (追加情報)

東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例（平成12年東京都条例第145号）以下都条例」が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、当社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金2,264百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京府は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金4,693百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、当社を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

このように当社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、平成14年度における会計処理についても、平成13年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、平成14年度は2,458百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ「経常損失」は同額増加しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は12,318百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ103百万円、378百万円減少し、「土地再評価差額金」は103百万円増加しております。

また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第131号）以下府条例」が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、当社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日、大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成14年大阪府条例第77号）以下平成14年改正府条例が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成15年大阪府条例第14号）以下平成15年改正府条例」が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることになりました。これにより、平成14年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受

け、当社の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合意・適法なものとしたことではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は8,255百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」及び「その他の有価証券評価差額金」は、それぞれ69百万円、253百万円減少し、「土地再評価差額金」は69百万円増加しております。

「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

注記事項（平成14年度）

（連結貸借対照表関係）

1. 有価証券には関連会社の株式20,244百万円が含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は14,912百万円、延滞債権額は166,152百万円です。ただし、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからオまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,637百万円です。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は155,410百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は338,113百万円です。ただし、上記債権のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は69,299百万円です。なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は27,996百万円です。
7. 担保に供している資産は次のとおりです。担保に供している資産
 

特定取引資産	276,031百万円
有価証券	1,420,050百万円
貸出金	277,941百万円
担保資産に対応する債務	
預金	22,079百万円
コールマネー及び売渡手形	268,700百万円
売現先勘定	928,932百万円
債券貸借取引受入担保金	386,870百万円

 上記のほか、為替決済の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券394,528百万円を差し入れております。また、動産不動産のうち保証金権利金は20,198百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は16,884百万円、デリバティブ取引の差入担保金は22,087百万円です。なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は9,715百万円です。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,249,180百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消

可能なものが5,035,292百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は414,813百万円、繰延ヘッジ利益の総額は378,404百万円です。
10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の平成14年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,870百万円
11. 動産不動産の減価償却累計額 103,644百万円
12. その他資産には、過去に海外市場で行ったレガ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額5,814百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠くものと判断しており、国税不服審判所長宛審査請求を行っております。
13. 借入金には、他の債務より先債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金113,500百万円が含まれております。
14. 社債は全額、劣後特約付社債であります。
15. 新株予約権付社債は全額、連結子会社の発行する交換劣後特約付社債であります。
16. 当社の発行済株式の種類及び総数は次のとおりです。
 

普通株式	1,464,097千株
優先株式	125,000千株
17. 連結会社及び持分法を適用した非連結子会社並びに関連会社が保有する当社の株式の数
 

普通株式	5,887千株
------	---------
18. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託968,763百万円、貸付信託2,110,727百万円です。

（連結損益計算書関係）

1. その他の経常費用には、貸出金償却40,669百万円、株式等売却損41,151百万円及び株式等償却101,044百万円を含んでおります。
2. その他の特別損失は、退職給付信託設定損57,469百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額3,659百万円です。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
 

（単位：百万円）	
平成15年3月31日現在	
現金預け金勘定	673,327
当社の預け金（日銀預け金を除く）	191,601
現金及び現金同等物	<u>481,726</u>
2. 重要な非資金取引の内容
 

新株予約権の行使による資本金増加額	2,962
新株予約権の行使による資本準備金増加額	2,962
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	<u>5,925</u>

なお、上記は旧商法に基づき発行された転換社債の転換によるものであります。

## 連結財務諸表

### (リース取引関係)

1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

#### (借手側)

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

取得価額相当額		
動産	その他	合計
2,193百万円	-百万円	2,193百万円

減価償却累計額相当額		
動産	その他	合計
1,572百万円	-百万円	1,572百万円

年度末残高相当額		
動産	その他	合計
621百万円	-百万円	621百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

②未経過リース料年度末残高相当額

1年内	1年超	合計
303百万円	318百万円	621百万円

(注)未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	559百万円
減価償却費相当額	559百万円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (貸手側)

平成14年度における貸手側の記載事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

#### (借手側)

・未経過リース料

1年内	1年超	合計
2,417百万円	19,340百万円	21,758百万円

### (税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1)繰延税金資産

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	130,626百万円
有価証券償却所得税分	54,591百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	52,389百万円
(貸出金償却含む)	
未実現利益	10,103百万円
その他	43,837百万円
繰延税金資産小計	291,548百万円
評価性引当額	6,466百万円
繰延税金資産合計	285,081百万円

繰延税金負債	
その他	5,661百万円
繰延税金資産の純額	279,420百万円

(2)繰延税金負債

繰延税金負債	
その他	178百万円
繰延税金負債の純額	178百万円

2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

「地方税法等の一部を改正する法律(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。

この変更に伴い、当社の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は平成14年度の38.76%から40.46%となり、「繰延税金資産」は8,668百万円増加し、平成14年度に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。「再評価に係る繰延税金負債」は92百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。また、「その他有価証券評価差額金」は336百万円増加しております。

(注)当社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、朝日監査法人の監査証明を受けています。前掲の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の連結財務諸表に基づいて作成しています。

## 連結決算セグメント情報

## 事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成13年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)				
	銀行信託事業	金融関連事業	計	消去又は全社	連結
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	587,928	127,938	715,867	-	715,867
セグメント間の内部経常収益	4,589	2,250	6,839	( 6,839 )	-
計	592,518	130,188	722,707	( 6,839 )	715,867
経常費用	649,627	127,642	777,270	( 4,639 )	772,631
経常利益(は経常損失)	57,109	2,546	54,563	( 2,200 )	56,764
資産	16,694,382	33,441	16,727,824	( 23,802 )	16,704,021
減価償却費	9,545	149	9,694	-	9,694
資本的支出	17,335	359	17,694	-	17,694

(注) 1 事業の種類別の区分は連結会社の主たる事業の内容により区分しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行信託事業...信託銀行業及びその付随業務、従属業務

(2) 金融関連事業...クレジットカード業、リース業等

なお、住信リース株式会社は、平成13年度において株式の一部売却により持分法適用の関連会社となりました。これに伴い、損益計算書については連結しておりますが、「資産」、「減価償却費」、「資本的支出」の各項目には含めておりません。

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

4 資本的支出にはシステム関連投資等を含んでおります。

5 会計処理基準等の変更

(1) 金融商品会計

平成13年度から、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、「銀行信託事業」について資産は93,444百万円減少、「金融関連事業」について資産は11百万円増加しております。

(2) 外貨建取引等会計

平成13年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、「銀行信託事業」について資産は3,044百万円増加し、経常利益は3,080百万円増加しております。

## 平成14年度(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)

従来、連結子会社として金融関連事業に含まれておりました住信リース株式会社が平成13年度において株式の一部売却により持分法適用の関連会社となりました。これに伴い、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少となったため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

# 連結財務諸表

## 所在地別セグメント情報

(単位：百万円)

	平成13年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)						
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連結
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	567,924	75,261	53,074	19,607	715,867	-	715,867
セグメント間の内部経常収益	11,783	20,778	11,279	15,247	59,088	( 59,088 )	-
計	579,707	96,039	64,354	34,854	774,956	( 59,088 )	715,867
経常費用	644,801	86,488	65,587	30,149	827,027	( 54,396 )	772,631
経常利益( は経常損失 )	65,094	9,550	1,233	4,705	52,071	( 4,692 )	56,764
資産	16,042,098	1,201,039	898,660	843,023	18,984,822	( 2,280,801 )	16,704,021

(単位：百万円)

	平成14年度(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)						
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連結
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	443,757	55,489	50,323	13,116	562,687	-	562,687
セグメント間の内部経常収益	6,979	7,918	2,120	781	17,800	( 17,800 )	-
計	450,737	63,408	52,444	13,898	580,488	( 17,800 )	562,687
経常費用	526,904	56,679	47,480	10,728	641,793	( 12,945 )	628,847
経常利益( は経常損失 )	76,167	6,729	4,963	3,169	61,305	( 4,854 )	66,159
資産	14,861,699	1,271,983	784,983	640,614	17,559,282	( 1,779,517 )	15,779,764

- (注) 1 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 「米州」には米国等が属しております。「欧州」には英国等が属しております。「アジア・オセアニア」にはシンガポール等が属しております。
- (平成13年度)
- 「日本」については、住信リース株式会社は、平成13年度において株式の一部売却により持分法適用の関連会社となりました。これに伴い、損益計算書については連結しておりますが、「資産」には含めておけません。
- 3 会計処理基準等の変更
- (平成13年度)
- (1) 金融商品会計
- 平成13年度から、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、「日本」については資産は83,694百万円減少、「米州」については資産は6,894百万円減少、「欧州」については資産は6,367百万円減少、「アジア・オセアニア」については資産は3,524百万円増加しております。
- (2) 外貨建取引等会計
- 平成13年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。この結果、従来の方法による場合と比較して、「日本」については資産は3,044百万円増加し、経常利益は3,080百万円増加しております。

## 海外経常収益

(単位：百万円)

	平成13年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)	平成14年度(平成14年4月1日から平成15年3月31日まで)
海外経常収益	147,943	118,930
連結経常収益	715,867	562,687
海外経常収益の 連結経常収益に占める割合	20.6%	21.1%

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
- 2 海外経常収益は、当社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載していません。